

1 自然と共に生きることが できる 住みよいまちをめざす

- 1-1 人と自然が共生する豊かな環境づくりの推進
- 1-2 持続的発展が可能な循環型社会づくりの推進



政策1-1

人と自然が共生する豊かな環境づくりの推進

1-1-1

自然環境の保全と
適正利用の推進

多様な自然環境の保全と適正な利用を図り、その価値を次世代に継承します。

100平方メートル運動の森
・トラストの推進

世界自然遺産地域を
はじめとする自然環境の保全

国立公園内利用適正化対策の
推進

1-1-2

野生生物の保護管理
の推進

野生生物の保護管理を進め、野生生物と住民生活や産業との軋轢を軽減します。

野生生物保護管理対策の推進

調査研究活動の推進

野生生物との共存のための
普及啓発

1-1-3

生活環境の保全

大気・水・土壌などの生活環境を良好な状態に保ちます。

公害対策の推進

水環境の保全

政策1-2

持続的発展が可能な循環型社会づくりの推進

1-2-1

地球温暖化防止対策
の推進

再生可能エネルギーの活用などにより地球温暖化の防止をめざします。

再生可能エネルギーの導入

省エネルギーの推進

1-2-2

ごみの減量・資源化
の推進

ごみの減量・資源化により、循環型社会づくりを推進します。

ごみの排出抑制

リサイクルの推進

1-2-3

適切なごみ処理の
推進

ごみの安定的かつ適切な処理により、環境負荷の低減をめざします。

安定的なごみ処理の推進

不法投棄・野外焼却対策等の推進



1-1-1 自然環境の保全と 適正利用の推進

重点施策 1

現状と課題

知床の原生的な自然をはじめ、身近な緑や水辺など本町の豊かな自然環境は、多くの野生生物を育むとともに、水源のかん養、災害の防止、大気の浄化、生態系や生物多様性の保全などの様々な公益的機能を有しており、さらには、潤いや安らぎといった面からも私たちに多くの恩恵をもたらしています。

国立公園内では観光利用の集中による自然環境への負荷、登山、シーカヤック、釣りなど利用の多様化に伴う利用規制地域への立入り、ゴミやし尿の放置などが課題となっています。また、沿岸部には、海流による他地域からの流入も含めて多くの家庭系、水産系の廃棄物が漂着しており、その回収処理が課題となっています。

「100平方メートル運動地」は、増えすぎたエゾシカが障壁となって広葉樹種の生長が思うように図られていない状況にあり、防鹿柵のメンテナンスなど二次的な作業にほとんどの労力と資金が費やされています。参加者と約束した原生の森と生物の営みの再生には百年単位での時間が必要であり、運動の持続的な推進のためにも多くの支援を必要としています。また、新たな知床の未来を築くための研究施設、高等教育機関等との連携と活用が求められています。

目的・目標

世界自然遺産をはじめとする本町の多様な自然環境の保全と適正な利用を図り、その価値を次世代に継承します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	100 平方メートル運動の森・トラストの推進	日本のナショナル・トラスト運動の礎を築いた「しれとこ100平方メートル運動」によって保全された運動地に、開拓前の原生的な自然を再生する活動を進めるとともに、運動の取り組みや自然保護の重要性を伝える環境教育の場としても活用します。	 参加・協力・連携・協働 大
2	世界自然遺産地域をはじめとする自然環境の保全	世界自然遺産地域に代表される原生的な自然環境、身近な緑地や樹木、河川、海洋環境など、自然の固有性や地域特性に応じた適切な保全対策を進めます。	 参加・協力・連携・協働 大
3	国立公園内利用適正化対策の推進	質の高い自然体験機会の提供と持続可能な利用を図るための仕組みの構築及び必要な施設整備を進めます。	 参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	自然環境や野生動物対策に対する満足度	3.26pt (H24)	3.33pt	3.42pt
2	100平方メートル運動の森・トラスト参加件数(累計)	16,458件	20,000件	25,000件



1-1-2 野生生物の保護管理の推進

現状と課題

本町に生息する多様な野生生物は、自然環境を健全に維持する上で大きな役割を果たしており、町が設立した知床財団を中心に、国内の自然公園ではトップレベルの保護管理活動を進めています。

ヒグマは、世界でも有数の高密度で生息し、知床を象徴する野生生物として、また、世界自然遺産の生態系を構成する重要な要素となっていますが、観光客等による餌付けや不用意な接近など不適切な行為が確認されています。

過密となったエゾシカは、知床半島の植生を変化させるとともに、多大な農林業被害を与えています。また、キツネ、カラスなどによる農業被害も生じており、これらの鳥獣は猟友会と連携して駆除事業を実施しています。

外来種は、アライグマなど特定外来生物の侵入が確認されているほか、ウチダザリガニ、セイヨウオオマルハナバチなども侵入・定着しており、生態系や産業活動への影響が危惧されています。

目的・目標

野生生物の保護管理を進めるための調査研究活動を推進し、科学的知見に基づく個体群の維持存続と、希少種の保護、外来種対策を進めるとともに、野生生物と地域住民の生活、産業との軋轢を軽減し、共存をめざします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	野生生物保護管理対策の推進	ヒグマ・エゾシカをはじめとする野生生物の保護管理の取り組みを推進します。また、生態系に影響を及ぼすおそれのある特定外来生物の効率的な被害対策を進めます。	 参加・協力・連携・協働 中
2	調査研究活動の推進	野生生物の保護管理を進めるため、生息状況や生態等に関する調査研究、モニタリング活動を進めます。	 参加・協力・連携・協働 中
3	野生生物との共存のための普及啓発	野生生物への不適切な接触を防止するための人の利用の適正な誘導や、餌やりの防止など野生生物との付き合い方のマナーに関する普及啓発を進めます。	 参加・協力・連携・協働 大

成果指標

		H25	H30	H35
1	自然環境や野生動物対策に対する満足度(1-1-1に同じ)	3.26pt (H24)	3.33pt	3.42pt
2	野生鳥獣による農業被害額(年間)	35,973 千円 (H24)	32,000 千円	30,000 千円



1-1-3

生活環境の保全

現状と課題

高度成長期に全国各地で公害が社会問題となり、公害発生源に応じて様々な法整備が進められ、本町においても昭和48年に公害防止条例を制定し、公害の課題に対応しました。

その後、酸性雨や地球温暖化などが社会問題化し、地球環境保全の時代に移行しましたが、それまでの法令では地球環境規模の課題に対応できなくなったことから、あらためて公害関連法の上位法として環境基本法が制定されました。これに呼応して、本町においても、公害防止条例の上位条例として、環境基本条例を平成15年に制定し、総合的な環境の保全に努めています。

個別の公害の課題に引き続き対応するだけでなく、町や事業者、町民それぞれが、自らの活動が自然環境に及ぼす影響を認識し、環境に負荷をかけない活動に努める必要があります。また、水環境の保全にあたっては、水源地域や河畔林の保全など、流域全体を総合的に保全する取組を通じて、生活環境を積極的に保全していく必要があります。

目的・目標

大気・水・土壌環境を良好な状態に保つことにより、町民の健康の保護及び生活環境の保全をめざします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	公害対策の推進	公害の発生を未然に防ぐため、自然環境の推移の把握に努め、公害の発生する可能性のある施設の監視、監督、指導を実施し、必要に応じて公害防止協定を締結します。また、通報があった場合には迅速に対応します。	 参加・協力・連携・協働 中
2	水環境の保全	水源地域や河畔林の保全など、流域全体を対象とした河川の総合的な保全に努めます。また、心豊かな生活のための水の重要性についての普及啓発に取り組みます。	 参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	定点環境測定箇所数	1箇所 (H24)	1箇所 以上	1箇所 以上
2	上下水道、浄化槽整備の満足度	3.57pt (H24)	3.64pt	3.75pt
3	浄化槽設置世帯数	360世帯	400世帯	460世帯



1-2-1 地球温暖化防止対策の推進

現状と課題

今、地球温暖化による異常気象の増加、海水面の上昇、生態系の変化など、深刻な環境の変化が世界各地で起きており、世界規模の環境保全が必要とされています。温室効果ガスを削減するため、1997年12月に京都議定書が採択されました。むこう15年間で温室効果ガスの6%削減を目標として、国・地方自治体・事業者・個人が一体となって様々な取り組みを進めてきました。温室効果ガスの半分以上を占める二酸化炭素の排出削減が求められており、そのために再生可能エネルギーへの転換や省エネルギーによる化石燃料の使用抑制を推進することが重要です。

本町における再生可能エネルギーの導入は、家庭用太陽光発電システムの導入補助事業の実施やバイオマス^{*}燃料製造施設兼バイオマス熱利用施設としての一般ごみ資源化施設建設を建設するなど一定の取組をしていますが、更に広く導入促進していく必要があります。

また、省エネルギーの取組には経済的メリットから、家庭や事業所において実践されていますが、二酸化炭素の排出抑制をあらためて主眼として、それぞれの取組を更に推進していく必要があります。

目的・目標

再生可能エネルギーの活用やエネルギーの効率化を図ることにより、温室効果ガスを削減し、地球温暖化の防止をめざします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	再生可能エネルギーの導入	太陽光発電やバイオマス熱利用を中心とした再生可能エネルギーの導入または支援を実施します。	 参加・協力・連携・協働 大
2	省エネルギーの推進	あらゆる事業の推進にあたっては省エネに配慮し、二酸化炭素の削減に努めます。また省エネ活動を促進するため、周知啓発を実施します。	 参加・協力・連携・協働 大

成果指標

		H25	H30	H35
1	住宅用太陽光発電システム導入戸数(累計)	103戸	154戸	214戸
2	公共施設への再生可能エネルギー導入施設数	5件 (H24)	5件以上	5件以上



1-2-2 ごみの減量・資源化の 推進

現状と課題

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の行動形態をあらため、環境への負荷の少ない循環型社会への転換が必要とされています。

循環型社会の実現のためには、第一にごみの発生を抑制（リデュース）し、次に発生したごみは再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収の順に循環的利用を進め、循環的利用が困難な場合においても環境負荷を最小限に抑えた安全な方法で処分することが必要です。

本町では、昭和61年の生ごみの堆肥化处理に伴う分別収集や平成6年のビン・缶・紙等のリサイクル事業の開始など、全国でも先進的に取り組みを進めてきました。現在も17品目の分別収集を実施し、ごみの減量やリサイクルを積極的に進めており、今後も継続してごみの減量・資源化を進めていく必要があります。

目的・目標

ごみの減量・資源化の取組を継続的に実施することにより、循環型社会づくりを推進します。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	ごみの排出抑制	ひとりひとりが自らの生活様式を見直し、町民ひとりあたりのごみの排出量を抑制します。特にコンポストや水切りなど、生ごみの自家処理と減量化を促進します。	 参加・協力・連携・協働 大
2	リサイクルの推進	資源物の分別を徹底し、リサイクル率の向上に努めます。また集団回収を支援し、再生品の利用に努めるなどリサイクルを積極的に推進します。	 参加・協力・連携・協働 大

成果指標

		H25	H30	H35
1	ごみ処理や資源リサイクル対策に対する満足度	3.62pt (H24)	3.7pt	3.80pt
2	一日一人あたりごみ排出量(年間)	421g	409g 以下	395g 以下
3	ごみの排出量(年間)	5,295t	4,613t	4,380t
4	リサイクル率	49.6%	67%	70% 以上



1-2-3

重点施策2

適切なごみ処理の推進

現状と課題

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村は一般廃棄物を適正に処理しなければいけません。本町のごみ収集体制は、全域において家庭系ごみのステーション収集を実施しており（粗大ごみは一部未収集）、事業系ごみは、ごみの排出者の責任において自己搬入もしくは委託搬入しています。これら収集・搬入されたごみはそれぞれ、生ごみは堆肥化処理、生ごみを除く可燃性ごみはバイオ燃料への資源化処理、不燃性廃棄物は埋立処分、資源物は再資源化処理を実施しています。

一方で、不法投棄と野外焼却は、悪質な場合は数億円の罰金が科されるほど厳罰化が進んでおり、平成20年に制定したポイ捨て禁止条例により厳しく対応しているにも関わらず、あとを絶ちません。ごみの収集から処分までを適正に行い、不法投棄・野外焼却対策を継続的に実施していく必要があります。

目的・目標

恒常的に排出されるごみを安定的に処理し、不適正なごみ処理をなくすことで、環境美化を推進し、ごみによる環境負荷の低減をめざします。

単位施策

	単位施策名称	内容	町民参加・協働
1	安定的なごみ処理の推進	公平で効率的なごみ収集体制の構築に努め、エコクリーンセンターの安定稼働をめざし、ごみ処理施設の安定的な管理運営に努めます。	 参加・協力・連携・協働 小
2	不法投棄・野外焼却対策等の推進	環境美化推進協力員と連携し監視体制を構築します。また通報には迅速に対応し、悪質な場合は警察と連携するなど、ごみのポイ捨てや不法投棄、野外焼却の根絶をめざします。	 参加・協力・連携・協働 中

成果指標

		H25	H30	H35
1	ごみ処理や資源リサイクル対策に対する満足度(1-2-2に同じ)	3.62pt (H24)	3.7pt	3.80pt